令和８年度　第３回　裾野市特別職報酬等審議会　議事録

令和８年６月２６日　１０：００～１１：３０

委員Ａ　本日は答申案について審議していきたい。答申案の要旨について説明する。
市長・副市長は 30,000 円、教育長は 5,000 円の増額とする。類似団体及び県内市町の状況を勘案して決定したものである。
副市長及び教育長については通勤手当、副市長については住居費について検討することを付帯意見とする。
また、議長は 30,000 円、副議長は 20,000 円、委員長及び議員は 15,000 円の増額とする。財政規模が同等の類似団体における議員報酬総額の平均を勘案し決定した。
併せて、議員定数の見直しについて付帯意見として盛り込むこととした。
前回審議においてこの内容で決定したが、その後、自分なりに改めて検討したところ、議員に関する前回の増額改定（5,000 円）と比較した場合の今回の増額幅について、活動日数（月 10 日、週 2.5 日）を考慮すると県内市町との比較では低位にあるものの、増額幅として妥当かどうか懸念があるため、改めて皆さんの意見を求めたい。

委員Ｇ　私も前回から改めて考えた中で、議員定数が多い点を踏まえると、議員一人当たりの人口も少ないことから、議長・副議長は 20,000 円、委員長及び議員は 10,000 円程度としてもよいのではないかと考える。

委員Ｂ　本審議会は不定期開催であるため、今回は委員長・議員を 10,000 円程度とし、議員定数の見直しや人口増加により議員一人当たりの人口が変動した際に、改めて諮問を受け審議することも一案である。

委員Ｉ　議長・副議長については当初案で妥当と考えるが、委員長・議員については 5,000 円又は 10,000 円程度でもよいのではないかと考える。

委員Ｅ　平成 30 年以降の物価上昇や貨幣価値の変化を踏まえると、15,000 円の増額でも十分とは言えないと感じている。
議員には市政のために活動してもらう必要があるが、生活の一助として一定の報酬は必要であり、物価上昇分は反映すべきである。

委員Ｆ　国全体で賃金ベースアップの動きがある中で、平成 30 年以降見直しが行われていないことを考慮すると、当初案どおりの増額でよいのではないかと考える。また、市のために尽力してもらうことについては、付帯意見で明記する方法もある。

委員Ｈ　給与を受ける立場としては一定の増額に賛同する。民間企業においても昇給が行われている。
増額幅に差を設けている点についても、各役職の出務状況を踏まえれば妥当であると考える。消費者物価指数の上昇等を踏まえても適切な水準である。
また、議員の仕事に対して職員の人事評価のような客観的な評価は行われているのか。

事務局　あり方検討会において市民アンケートを実施しているが、網羅的な評価は実施していない。

委員Ｈ　民間の人事評価の観点からの確認であり、評価が明確であれば報酬との関係付けも可能ではないかという趣旨で質問した。

委員Ａ　前回一定の方向性が整理されたところで、改めての提案となり恐縮だが、さまざまなご意見を踏まえ、本内容について改めて整理したいと考えている。

委員Ｂ　確かに物価上昇や貨幣価値の観点からは増額は必要であると考える。

委員Ｉ　議員定数が多いことが最大の課題であり、定数が多いため増額幅を抑えざるを得ない状況にある。

委員Ｇ　そもそも、10,000 円や 20,000 円の増額であっても、物価上昇に十分に追いついているとは言い難い。一方で、10,000 円の増額であっても据え置きとは異なる対応。
10,000 円と 15,000 円の差異については大きな意味を持たないと考えられる中で、議員定数が多いことや、今後市政に尽力してもらいたいというメッセージ性も踏まえると、今回は段階的な増額として 10,000 円の増額とすることも妥当ではないかと考える。
なお、議長等と一般議員との報酬差については、出務状況の違いによるものであり、市民にも理解されるものと考える。

委員Ｅ　前回審議において報酬総額の平均を基準とすることで合意したと認識しており、当初案どおりとするのが妥当と考える。議員に対しての付帯意見をしっかりと付すことが重要であると考える。

委員Ｈ　性善説、性悪説、性弱説といった考え方もあり、それをどのように捉えるかは難しい問題である。働かないと見るのか、働いてもらうことを前提とするのか、あるいは働きたいが何らかの制約により十分に活動できない人がいると捉えるのかによって考え方は異なる。
議長は週 5 日又はそれ以上出務している一方、議員は週 2.5 日程度であり、その差はおおむね倍であることから、報酬差については妥当であると考えていた。

委員Ａ　議長は土日のイベントにも積極的に出席しており、副議長についても相当程度出務している。

委員Ｂ　観光業や商工業の場に積極的に出ている議員もいる一方で、表に

は見えない活動もあると考えられるが、その実態が把握しきれない部分がある。

委員Ｇ　議長と議員の報酬については、概ね倍程度の差を設けてもよいと考え、20,000円と10,000円としたものである。30,000円と15,000円でも差としては同様であり、どちらも考えられる。
また、これまで増額改定が行われてこなかったことを踏まえると、10,000円の増額であっても大きいと考える。

委員Ｉ　本日欠席している委員も、前回審議で結論を得た額について了承していることから、これを本日改めて再審議することの是非について考える必要があるのではないか。

委員Ａ　様々な意見が出されたが、前回審議で結論を得た額で進めることとする。

委員Ｆ　付帯意見をしっかりと付すことが重要であると考える。

事務局　通勤手当の記載について、副市長及び教育長のみ対象としているが、市長についてはどのように扱うか。

委員Ａ　議員の通勤手当についてはどうか。

事務局　議員については費用弁償として規定されている。

中川　交通費に該当するものか

事務局　費用弁償であるため、職務の対価としての手当とは異なるものとして整理されている。

委員Ｆ　通勤手当とは別に、業務上の出張に伴う旅費と同様なものとして支給される性質のものである。従来資料でも特別職には通勤手当の記載がある一方、議員にはないため、この点を新たに整理する場合は報酬制度全体の見直しが必要となる。

委員Ｈ　議員にはそもそも通勤という概念がないと考える。
また、他市町の議員の出務状況（週何回程度か）も気になるところ。裾野市と同程度であれば今回の増額後の金額の妥当性は一定程度説明できると考える。

委員Ｉ　市長は自家用車通勤か。

事務局　基本的にはそのとおり。
公務状況により公用車での送迎を行う場合もある。

委員Ｇ　市長についても通勤手当は必要ではないかと考える。

委員Ｈ　職員と同様の扱いでよいのではないかと考える。

委員Ａ　市長も通勤手当支給の対象とする方向で整理し、答申書案の精査を進める。

委員Ｈ　1ページ目「２．理由」4行目の「長期間見直しが行われていない」については、具体的な期間を明示すべきである

委員Ａ　2ページ目「３．附帯意見」において、市政に尽力してもらいたい旨を明記し、併せて活動状況が見えにくい点についても触れる。

委員Ｆ　表現としては、活動状況が見えにくいことに加え、尽力してもらうことを前提として増額した旨を記載するのがよい。構成として

は、議員定数に続き、別項目として整理することが望ましい。

委員Ｇ　強調する意味を込めて、本文及び付帯意見双方に記載してもよいのではないか。

委員Ａ　本文及び付帯意見の双方において、活動の見える化と市政への尽力を求める趣旨を盛り込むこととする。

委員Ｉ　2ページ目の「財政非常事態宣言下において長期間見直しが行われていない」との記載は前段と重複するため、表現を見直すべきである。

委員Ｇ　教育長の増額理由にある「必要最小限」という表現は適切か。

委員Ｈ　「他の特別職との整合性を考慮した増額幅」とする表現が適当ではないか。

委員Ｇ　通勤手当は市長も対象とするが、住居費についても市長に言及すべきではないか。将来的な制度整備として必要ではないか。

委員Ｆ　前県知事は官舎に居住していたが、現知事はこれを使用せず売却している。

住宅費について市長にも言及し制度化された場合、選挙により就任した市内在住の市長が、仮に市外へ転出した際には住宅費が支出されることになる。

市民の思いとして、市長は市内から選出されるべきとの意識があると考えられるため、その点を踏まえると、市長の住宅費については言及しない方がよいと思う。

委員Ｈ　市長が急に欠員となった場合、職務を代行するのは誰か。

事務局　副市長である。

委員Ｈ　副市長が職務を代行する場合、副市長には住宅費の手当があり、市長にはないとすると、不整合が生じるのではないか。

委員Ａ　その場合の副市長は、市長ではなく「市長職務代理」という扱いとなるため、影響はない。

また、副市長がそのまま市長に就任することはなく、市長は選挙により決定される。

その他に指摘はないようなので、これで意見をまとめる。

次回は答申書を市長へ提出する予定であるため、可能であれば出席をお願いしたい。